

○周南公立大学再入学に関する規程

(令和5年3月14日規程第16-9号)

(趣旨)

第1条 この規程は、周南公立大学学則（令和4年規程第1-3号。以下「学則」という。）第19条に規定する再入学の手續等に関し必要な事項を定める。

(条件)

第2条 再入学は、当該学部又は学科（以下「学部等」という。）に欠員がある場合に限り認められるものとする。

(再入学の資格)

第3条 周南公立大学（以下「本学」という。）に再入学することができる者は、学則第34条の規定により退学した者又は第35条第1号の規定により除籍された者とし、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 退学又は除籍時の在籍学部等へ志願する者。ただし、組織改廃等により在学時に所属した学科等が存在しないときは、当該教育課程を継承した学部等があると認められる場合に限り、出願できる。
- (2) 再入学は1回に限るものとし、再入学の時期が、退学又は除籍となった日の属する月の翌月から起算して3年以内である者
- (3) 未納であった授業料があるときは完納されていること。

(再入学の時期)

第4条 再入学の時期は、学年の始めとする。

(再入学出願の手續)

第5条 再入学を希望する者は、本学と事前相談をしたうえで、入学の前年度の2月末までに、再入学願（別記様式第1号）を学長へ提出しなければならない。

(再入学者の選考)

第6条 再入学者の選考は、在学中に相当の単位数を修得し、再入学後、成業の見込みがある者について、出願先の学部の教授会が行う。

2 前項において、教授会は、再入学者の既修得単位の取扱い及び修業年限その他必要な事項を決定する。

(再入学の許可)

第7条 学長は、前条により選考された者に、別記様式第2号により再入学を許可する。

2 前項により再入学の許可を受けた者は、公立大学法人周南公立大学授業料等に関する規程（令和4年規程第14-6号）に定める入学金を要しない。

(事務)

第8条 この規程に関する事務は、学生支援部学務課が行う。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、再入学に関し必要な事項は、教学マネジメント推進本部の議を経て、学長が別に定める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行し、令和5年4月1日以降に学則第34条の規定により退学した者について適用する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

年 月 日

再 入 学 願

周南公立大学長 様

名前.....印

住所.....

電話番号.....

(保証人)

名前.....印

(続柄：)

住所.....

電話番号.....

このたび、次の理由により再入学したいので、許可して下さいますようお願いいたします。

1 再入学希望年月日 年 月 日

2 再入学を希望する理由

3 退学／除籍年月日 年 月 日

4 退学／除籍時の学部学科（専攻等）

学 部 学 科（専攻等）

5 退学／除籍理由

別記様式第2号（第7条関係）

（文書）第 号
年 月 日

様

周南公立大学長

年 月 日付けの再入学願いについて、
下記のとおり許可します。

記

再入学年月日	年 月 日
再入学年次	年次
再入学学部学科等	学 部 学 科（専攻等）